



生産性向上設備投資促進税制

KPMG 税理士法人 ファイナンス & テクノロジー

パートナー 小出 一成

アベノミクスの経済成長戦略の一環として、「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」が策定され、緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）の「民間投資の活性化」において、「今後3年間の設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準に回復させることを目指す」とされました。具体的には、「先端設備の投資促進」として、「生産設備の新陳代謝（老朽化した生産設備から生産性・エネルギーを促進する効率の高い最先端設備への入替え等）」を促進する取組みを強力に推進するため、2014年1月20日に産業競争力強化法が施行されました。

生産性向上設備投資促進税制は、上記に応じて2014年度税制改正において生産設備の新陳代謝を進める企業への税制支援措置として制度化されたものです。本稿では、「生産性向上設備投資促進税制（A類型：工業会が認める最新設備の取得、B類型：利益改善のための設備の取得）」のうち、「B類型：利益改善のための設備の取得」の確認申請に関する実務上の留意事項について解説します。なお、本文中の意見に関する記載は筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



こいで かずしげ
小出 一成

KPMG 税理士法人
ファイナンス & テクノロジー
パートナー

【ポイント】

- 設備投資額の特別償却（即時償却）又は5%（建物及び構築物については3%）の法人税の税額控除が可能。
- 事業年度の法人税額の20%相当額を上限として税額控除が適用できる。
- 控除不足額（控除限度額を超過した部分）の翌年への繰越控除制度はない。
- 設備取得等の前までに、法人が自ら経済産業局へ確認申請を実施する必要がある。
- 公認会計士または税理士の事前確認を受ける必要がある。
- 経済産業局への確認申請に際し、わかりやすい申請書を作成し、客観性のある資料を添付することが肝要である。
- 経済産業局に申請後、確認書の発行までは約1ヵ月程度を要する。
- 2017年3月31日まで適用が可能。
- 2016年4月1日から2017年3月31日の期間は、特別償却限度額（設備投資額の50%（建物及び構築物については25%）相当額をいう）までの特別償却又は4%（建物及び構築物については2%）の法人税の税額控除を上限としている。

I 制度の概要

青色申告者が産業競争力強化法の施行日（2014年1月20日）から2017年3月31日までの期間内（以下「指定期間」という）に、生産性向上設備等¹を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで一定の価額以上（図表1参照）の取得等²をし、これを国内にある法人の事業の用に供した場合、即時償却または5%（建物及び構築物については3%）の税額控除（2016年4月1日から2017年3月31日までの期間は50%特別償却（建物及び構築物については25%相当額）または4%の税額控除（建物及び構築物については2%））の税制優遇が受けられます。

1. 事前に必要となる手続き

投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けただうえ、設備の取得等の前までに設備導入場所の最寄りの経済産業局へ申請し、確認書を取得しておくことが必要です。

図表1 一定の価額以上

設備	取得価額
1. 機械装置	・ 1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上
2. 工具 3. 器具備品	・ 1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上 ・ 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上
4. 建物	・ 一の取得価額が 120 万円以上
5. 建物附属設備	・ 一の取得価額が 120 万円以上 ・ 一の取得価額が 60 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 120 万円以上
6. 構築物	・ 一の取得価額が 120 万円以上
7. ソフトウェア	・ 一の取得価額が 70 万円以上 ・ 一の取得価額が 30 万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が 70 万円以上

出典：「生産性向上設備投資促進税制」（国税庁）を基に筆者作成

2. 要件

生産性向上設備等とは投資計画における投資利益率（ROI）が15%以上（中小企業者等は5%以上）であることが要件となります。

$$\text{年平均の投資利益率 (ROI)} = \frac{(\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \text{の増加額}^{\ast}}{\text{設備投資額}} \geq 15\%$$

※ 設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額

3. 申請フロー

生産性向上設備投資促進税制（B類型：利益改善のための設備の取得）の申請フローは図表2のとおりです。

前述のとおり、経済産業局の確認は、生産性向上設備等の取得等の前までに実施しておく必要があります。つまり、投資計画を作成し、要件を満たす生産性向上設備等であっても、設備の取得等後であれば、経済産業局の確認書の発行は受けられず、当該設備は特別償却または税額控除の対象とならないことになります。

実務においては、申請者となる法人は投資計画を作成し、公認会計士又は税理士の事前確認を受けることを前提として、設備の取得等の前までに以下の手順により経済産業局の確認書の発行を得ておく必要があります。

① 投資計画案の確認依頼

経済産業局地域経済課へ確認申請書の提出の事前予約を行う（公認会計士又は税理士が行うことも可能）。

確認申請書の提出日から生産性向上設備等の取得日まで1ヵ月程度の余裕を持って経済産業局に確認書の発行を申請する必要がある。原則として設備導入場所の最寄りの経済産業局へ確認申請書を提出する。

② 事前確認書発行

確認申請書につき公認会計士又は税理士の事前確認書を取得する。

③ 確認書発行申請

経済産業局地域経済課を訪問し、確認申請書を提出したうえで、「確認申請書」、「基準に対する適合状況」及び「添付した根拠資料」の内容について説明を実施する。

※審査に臨むにあたり、経済産業局への提出書類は『わかりやすい申請書を作成し、客観性のある資料を添付すること』がポイントとなる。また、審査効率化の観点から事前確認書を作成した公認会計士又は税理士が申請に同行することが望ましい。

1. 法人の事業の用に直接供される減価償却資産（無形固定資産及び生物を除く）のうち、産業競争力強化法第2条第13項に規定する生産性向上設備に該当するもの（生産性の向上に係る要件は投資計画における投資利益率が15%（中小企業者等は5%）以上となる見込みであること）とされます。なお、収益の稼得に直接影響しない、業務遂行上の必要な本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しません。
2. 取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものに限る）又は製作若しくは建設を言い、建物にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含みます。機械装置、工具、器具備品、ソフトウェアについては検収（完了）の日が取得等の日とされます。

↓
面談時に生産性向上設備等の取得等の日を伝え、その前日までに確認書の発行を希望する旨を、担当官に依頼する。

↓
確認申請書が受理され、審査が開始された場合、審査に際して確認申請書の加筆修正又は追加資料の提出を依頼されることがある。

※法人は公認会計士又は税理士と連携して、依頼された修正を直ちに履行することがスムーズな確認書の発行に繋がると考えられる。

④ 確認書発行

経済産業局による確認書が発行される。

⑤ 法人税申告書作成

決算時に法人税申告書を作成、特別償却又は税額控除を適用する。

Ⅱ 留意事項

1. 税務申告

(1) 法人税申告書への別表添付

法人は適用対象事業年度の法人税申告の際に法人税申告書別表六（二十一）（生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書）又は特別償却の付表（七）に確認を受けた際に交付された確認書の「確認書番号」を記載するほか、その設備が「利益改善のための設備の取得」に該当するものであることを判定するうえで参考となる事項を、できるだけ具体的に記載した別表を法人税申告書に添付する必要があります。

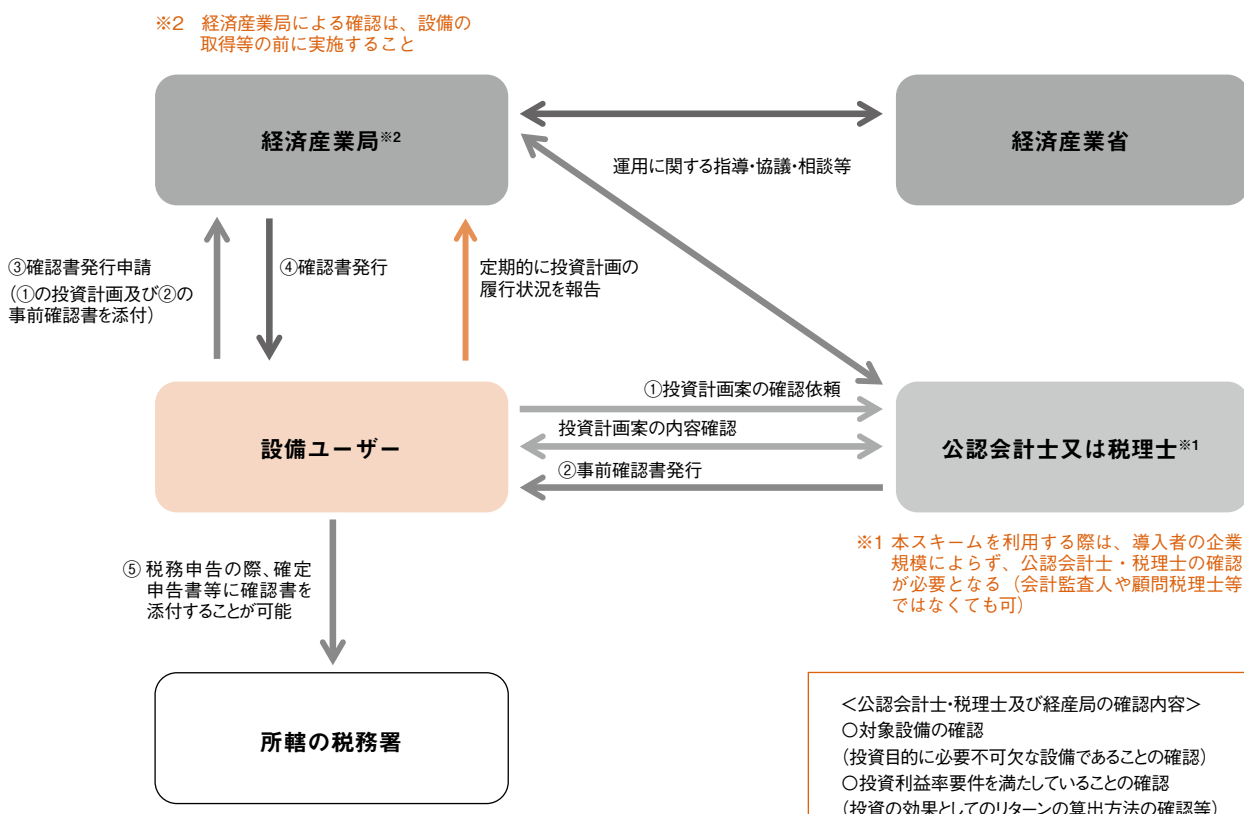
(2) 確認書の申告書への添付

経済産業省による確認書については法人税申告書への添付する義務はありませんが、確認書の写しを上記別表と共に法人税申告書に添付して提出しておくことが望ましいと考えます。

4. 適用対象事業年度

法人が指定期間内に生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある法人の事業の用に供した場合においては、その事業の用に供した日の属する事業年度において、特別償却又は税額控除が適用できます。

図表2 B類型 利益改善のための設備の取得(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)の要件確認スキーム



出典：経済産業省 「生産性向上設備投資促進税制について」（平成 26 年 1 月）

(3) 税務調査への備え

税額控除は税務調査における重点調査項目の1つに掲げられています。税務調査において想定外の事態を未然に防ぐという観点から、以下①～③の数値が一致することを事前に確認していただき、法人税申告書関係書類と共に保存しておくことが望ましいと考えます。

①確認書に記載された設備投資額	} 事前に一致することを 確認しておく
②資産台帳上の各資産の取得価額	
③各資産に係る請求書等の支払証憑	

2. 経済産業局への実施状況の報告

確認書の発行を受けた法人は生産性向上設備等を事業の用に供した日の属する事業年度の翌事業年度終了後4ヵ月以内に「設備投資計画実施状況報告書」を作成して確認書の発行を受けた経済産業局に対して投資利益率の実績を報告しなければなりません。

なお、設備稼働後、計画した投資利益（ $\geq 15\%$ ）を達成できなかった場合においても税制措置の取り戻し規定は存在しないため、適用対象事業年度で適用した特別償却又は税額控除に影響を与えることはありません。

Ⅲ おわりに

現在、大企業における生産性向上設備投資促進税制の確認申請の状況として、製造業の他、製薬、通信、金融、サービス、IT他、多くの企業が複数の投資計画につき申請を実施し、確認書の発行を受けております。

KPMG税理士法人では、産業競争力強化法の施行後、有限責任 あずさ監査法人と連携し、本邦で最初の大企業の確認申請に関与して以降、生産性向上設備投資促進税制（B類型）の確認申請に際し、安価で、迅速かつきめ細やかな税務サービスを提供しています。現在では、経済産業省関東経済産業局に提出される大企業の確認申請の大部分の案件に関与しており、審査を担当する担当官と良好な関係を構築しています。

【出典】

「平成 26 年度改正税法のすべて」（一般社団法人日本税務研究会発行）
「生産性向上設備投資促進税制について」（経済産業省）
「生産性向上設備投資促進税制」（国税庁）

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG 税理士法人
ファイナンス＆テクノロジー
パートナー 税理士
小出 一成
TEL: 03-6229-8039
kazushige.koide@jp.kpmg.com

※ 2014年10月1日より KPMG 税理士法人のビジネスユニットの1つであるファイナンシャルサービスはファイナンス＆テクノロジーに改称しました。

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.